

平成27年第2回臨時会
斑鳩町議会会議録

平成27年5月11日
午前9時15分 開会
於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員(13名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	小村尚己
5番	伴吉晴	6番	平川理恵
7番	嶋田善行	8番	井上卓也
9番	中西和夫	10番	坂口徹
11番	濱真理子	12番	木澤正男
13番	奥村容子		

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	寺田良信	係長	大塚美季
--------	------	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	清水建也	総務部長	乾善亮
総務課長	黒崎益範	総務課参事	谷口智子
企画財政課長	面卷昭男	税務課長	加藤恵三
住民生活部長	植村俊彦	福祉課長	中原潤
国保医療課長	山崎善之	健康対策課長	西梶浩司
環境対策課長	栗本公生	住民課長	安藤容子
都市建設部長	藤川岳志	建設課長	本庄徳光
観光産業課長	井上貴至	都市整備課長	松岡洋右
会計管理者	西川肇	教委総務課長	安藤晴康
生涯学習課長	真弓啓	上下水道部長	谷口裕司
下水道課長	上田俊雄		

1, 議事日程

- 日 程 1. 仮議席の指定について
- 日 程 2. 議長の選挙について
- 日 程 3. 議席の指定について
- 日 程 4. 会議録署名議員の指名について
- 日 程 5. 会期の決定について
- 日 程 6. 副議長の選挙について
- 日 程 7. 常任委員会委員の選任について
- 日 程 8. 議会運営委員会委員の選任について
- 日 程 9. 議長報告について
- (1) 常任委員会正副委員長互選結果について
- (2) 議会運営委員会正副委員長互選結果について
- 日 程 10. 同意第 8号 斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについて
- 日 程 11. 承認第 1号 町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例について)
- 日 程 12. 承認第 2号 町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について)
- 日 程 13. 承認第 3号 町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)
- 追加日程 1. 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時15分 開会)

○議会事務局長（寺田良信君） おはようございます。

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

よって、中西議員には臨時議長を務めていただきますので、中西議員には議長席にお着き願います。

○臨時議長（中西和夫君） ただいま紹介いただきました中西でございます。

地方自治法第107条の規定により臨時議長の職務を行いますので、どうぞよろしくお願いたします。

ただいまの出席議員は13名で、全員出席であります。

よって、これより平成27年第2回斑鳩町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

まず初めに、町長より議会招集の挨拶をお受けいたします。

小城町長。

○町長（小城利重君） 皆さん、おはようございます。

平成27年第2回斑鳩町議会臨時会の開会に当たり、挨拶を申し上げます。

本日、町議会臨時会を招集しましたところ、議員皆さんにおかれましては、万障お繰り合わせの上ご出席賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、皆さんにおかれましては、去る4月26日に執行されました町議会議員選挙において当選の栄に浴され、おめでとうでございます。心からお喜び申し上げますとともに、今後とも町政進展のために格別のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本臨時会には、町長専決処分について承認を求めることについてなど3議案を付議させていただいております。何とぞ温かいご審議を賜りまして、全て原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、提出議案の説明は後刻させていただくこととし、簡単でございますけれども招集の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○臨時議長（中西和夫君） 本臨時会の議事日程は、お手元に配布いたしております日程表のとおりであります。よって、これに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1. 仮議席の指定を行います。

議席の指定は、会議規則第4条第1項の規定により議長において指定することになっておりますので、議長の選挙が終了し、議長が就任するまで、ただいまの着席のとおり仮議席として指定をいたします。

次に、日程2. 議長の選挙についてを議題といたします。

暫時休憩をいたします。

(午前9時18分 休憩)

(午前9時25分 再開)

○臨時議長（中西和夫君） 再開いたします。

議長の選挙については、投票により行うことにいたします。

議場の出入口を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○臨時議長（中西和夫君） ただいまの出席議員は13名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、1番、宮崎議員、2番、小林議員を指名いたします。両議員には、よろしく願いをいたします。

投票用紙を配布いたします。

(投票用紙配布)

○臨時議長（中西和夫君） 投票用紙の配布漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長（中西和夫君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○臨時議長（中西和夫君） 異状なしと認めます。

これより投票を行います。1番から順番に投票願います。

(投票)

○臨時議長（中西和夫君） 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長（中西和夫君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

宮崎議員、小林議員の立ち会いをお願いいたします。

(事務局長及び立会人 開票)

○臨時議長(中西和夫君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

有効投票13票、無効投票ゼロ。

有効投票のうち、中西議員13票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

ただいまの投票の結果、私、中西が当選をいたしました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

(議場の閉鎖を解く)

○議長(中西和夫君) それでは、一言ご挨拶を申し上げます。

皆さま方のご推挙によりまして、議長という要職を与えていただきましたことを、この場をお借りし、厚くお礼を申し上げます。

また、これから住民皆さま方に親しまれる開かれた議会を目指し努力してまいりたいと思っておりますので、議員皆さま初め理事者の皆さま方のご協力をよろしくお願いいたします。簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。

それでは次に、日程3. 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

現在お座りいただいております仮議席を本議席として指定いたします。

続きまして、日程4. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において指名いたします。

3番、中川議員、4番、小村議員を指名いたします。両議員にはよろしくお願いをいたします。

続きまして、日程5. 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期を本日1日と定めることについて、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

続きまして、日程6. 副議長の選挙を行います。

選挙の方法については、投票により行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○議長(中西和夫君) ただいまの出席議員は13名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、5番、伴議員、6番、平川議員を指名いたします。両議員にはよろしく願いをいたします。

投票用紙を配布いたします。

投票は、単記無記名であります。

(投票用紙配布)

○議長(中西和夫君) 投票用紙の配布漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長(中西和夫君) 異常なしと認めます。

これより投票を行います。1番から順番に投票願います。

(投票)

○議長(中西和夫君) 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

伴議員、平川議員の立ち会いをお願いいたします。

(事務局長及び立会人 開票)

○議長(中西和夫君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

有効投票13票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、伴議員10票、木澤議員2票、宮崎議員1票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、伴議員が当選いたしました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖を解く)

○議長(中西和夫君) ただいま副議長に当選されました伴議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定に基づき当選の告知をいたします。

伴議員より、副議長当選の承諾及び就任のご挨拶をお受けいたします。

5番、伴議員。

○5番(伴吉晴君) 皆さまに推挙していただきまして、副議長という重責、非常に重いものと、今、感じております。

斑鳩町議会のますますの推進、開かれた議会を目指してまいりたいと思いますので、皆さま方のご協力よろしくお願ひします。どうもありがとうございました。

○議長(中西和夫君) 次に、日程7. 常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

暫時休憩をいたします。

(午前 9時43分 休憩)

(午前10時50分 再開)

○議長(中西和夫君) 再開いたします。

日程7. 常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により議長において指名いたしますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

それでは、議長より指名いたします。

総務常任委員会委員に、嶋田議員、坂口議員、小村議員、平川議員、木澤議員、奥村議員。以上であります。

次に、厚生常任委員会委員に、小林議員、井上議員、伴議員、平川議員、濱議員、奥村議員。以上であります。

次に、建設水道常任委員会委員に、宮崎議員、木澤議員、小林議員、中川議員、小村議員、井上議員。以上であります。

次に、広報発行常任委員会委員に、坂口議員、嶋田議員、宮崎議員、中川議員、伴議員、濱議員、それぞれを指名いたします。

常任委員会委員の選任については、ただいまの指名のとおり各委員会の委員を選任す

ることに決定いたしました。各委員会の皆さまには、よろしくお願いをいたします。

続きまして、日程 8. 議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により議長において指名いたしますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

それでは、議長より指名いたします。

議会運営委員会委員に、嶋田議員、小林議員、中川議員、小村議員、伴議員、木澤議員、奥村議員をそれぞれ指名いたします。

議会運営委員会委員の選任については、ただいまの指名のとおり選任することに決定いたしました。各委員の皆さまには、よろしくお願いをいたします。

続きまして、日程 9. 議長報告を行います。

議長報告につきましては、事務局長から報告をさせます。

○議会事務局長(寺田良信君) それでは、私よりご報告をいたします。

初めに、常任委員会正副委員長互選結果についてでございます。

総務常任委員会委員長に嶋田議員、副委員長に坂口議員。厚生常任委員会委員長に小林議員、副委員長に井上議員。建設水道常任委員会委員長に宮崎議員、副委員長に木澤議員。広報発行常任委員会委員長に坂口議員、副委員長に嶋田議員であります。

次に、議会運営委員会正副委員長互選結果についてであります。

議会運営委員会委員長に嶋田議員、副委員長に小林議員であります。

以上でございます。

○議長(中西和夫君) ただいま事務局長から報告をさせましたとおりであります。皆さまにはよろしくお願いをいたします。

続きまして、日程 10. 同意第 8 号 斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により、中川議員の退席を求めます。

(中川議員 退席)

○議長(中西和夫君) 理事者の提案説明を求めます。

乾総務部長。

○総務部長(乾善亮君) 同意第 8 号 斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについてでございますが、本案につきましては、議会選出の監査委員の任期が平成 27 年 4 月 29 日をもって満了したことにより、監査委員の選任について議会の同意を求め

るものでございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

同意第 8 号

斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについて

標記について、下記の者を斑鳩町監査委員に選任したいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めます。

平成 27 年 5 月 11 日提出

斑鳩町長 小城 利重

記

住 所 斑鳩町龍田 3 丁目 6 番 26 号

氏 名 中川 靖広

生年月日 昭和 39 年 6 月 19 日

以上で説明とさせていただきます。何とぞ原案どおりご同意賜りますよう、よろしくお願いを申しあげます。

○議長（中西和夫君） お諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、原案に同意したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

同意第 8 号 斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについては、満場一致をもって同意いたされました。

（中川議員 着席）

○議長（中西和夫君） 中川議員にお知らせいたします。

斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについては、満場一致で同意をいたされました。よろしくお願いたします。

続きまして、日程 11. 承認第 1 号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例について）、日程 12. 承認第 2 号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）、日程 13. 承認第 3 号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）、以上 3 議案を一括上程いたします。

町長から、本臨時会に付議されました3議案について、総括提案説明を求めます。

小城町長。

○町長（小城利重君） それでは、本臨時会に付議いたしました議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

初めに、承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例について）であります。

平成27年度の地方税制の改正を内容とする地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布され、同日から施行されることとなり、本条例について速やかに整備する必要があったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年3月31日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものであります。

その内容といたしましては、個人町民税では、ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設、住宅ローン控除の延長、固定資産税では、土地に係る現行の負担調整措置の仕組みの継続、軽自動車税では、二輪車等に係る税率見直し時期の延期、軽自動車のグリーン化特例の導入等について、所要の改正を行ったものであります。

次に、承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）であります。

さきの承認第1号と同様に、地方税法等の一部改正により本条例の一部を改正することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年3月31日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものであります。

その内容といたしましては、土地に係る現行の負担調整措置の仕組みの継続、地方税法の改正に伴い同法を引用する条項について所要の改正を行ったものであります。

次に、承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）であります。

平成27年度の地方税制の改正を内容とする地方税法施行令の一部を改正する政令が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日から施行されることとなり、本条例について速やかに整備する必要があったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年3月31日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものであります。

その内容といたしましては、国民健康保険税の基礎課税額に係る賦課限度額を現行の

5 1 万円から 5 2 万円に、後期高齢者支援金等の課税額に係る賦課限度額を現行の 1 6 万円から 1 7 万円に、介護納付金課税額に係る賦課限度額を現行の 1 4 万円から 1 6 万円に引き上げるとともに、低所得者に対する保険税の軽減のため、均等割及び平等割の 5 割軽減及び 2 割軽減について、対象となる軽減判定所得の基準額を引き上げるものがあります。

以上をもちまして、提案いたしましたそれぞれの議案につきましても概要説明とさせていただきますが、いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおり承認をいただきますようお願い申し上げます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） これより、議事日程に従い議事を進めてまいります。

日程 1 1. 承認第 1 号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例について）を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第 3 9 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、承認第 1 号については、委員会付託を省略いたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） それでは、承認第 1 号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例について）について、ご説明をさせていただきます。

初めに、議案書を朗読させていただきます。

承認第 1 号

町長専決処分について承認を求めることについて

（斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例について）

標記について、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成 2 7 年 5 月 1 1 日提出

斑鳩町長 小城 利重

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第3号

専決処分書

斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成27年3月31日

斑鳩町長 小城 利重

今回のこの改正の内容につきましては、要旨によりましてご説明をさせていただきますので、議案書の末尾から2枚目の要旨をごらんいただきたいと思います。

今回の町税条例等の一部改正につきましては、平成27年度の地方税制の改正を内容とする地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布され、同日から施行されることとなったため、本条例について速やかに整備する必要があったことから、専決処分をさせていただいたものでございます。

主な改正の内容でございます。まず、斑鳩町町税条例の一部改正でございます。第1条関係の(1)個人町民税では、①のふるさと納税ワンストップ特例制度の創設として、確定申告を必要とする現在の申告手続きについて、当分の間の措置として、確定申告が不要な給与所得者等が寄附を行う場合はワンストップで控除が受けられるふるさと納税ワンストップ特例制度を創設するものでございます。

次に、②の住宅ローン控除の延長といたしまして、住宅ローン控除の入居対象期限を、平成29年12月31日から平成31年6月30日に1年6か月延長するものでございます。

次に、(2)の固定資産税でございます。①の土地に係る負担調整措置といたしまして、宅地等及び農地の負担調整措置について、平成27年度から平成29年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みを継続するものでございます。

次に、②の土地に係る据置年度における価格の下落修正でございます。価格の据置年度でございます平成28年度及び29年度において、簡易な方法により価格の下落修正ができる特例措置を継続するものでございます。

要旨の裏面にお移りをいただきまして、(3)の軽自動車税でございます。①の軽自動車のグリーン化特例の導入といたしまして、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した一定の環境性能を有する軽自動車について、その燃費性能に

応じた軽課税率を平成28年度分に導入するものでございます。

次に、(4)でございます。その他法令の改正による条文整理等所要の改正でございます。地方税法等の一部改正に伴いまして、同法を引用する条項につきまして、条文の整理等の所要の改正を行うものでございます。

次に、2の施行期日につきましては、平成27年4月1日から施行するものでございます。

次に 要旨の2枚目でございます。斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例の一部改正でございます。第2条関係といたしまして、(1)の軽自動車税では、①の二輪車等に係る税率見直し時期の延期として、原動機付自転車、二輪及び小型特殊自動車に係ります税率の見直し時期を、平成27年度から平成28年度に1年間延期するものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上が、本条例改正の内容でございます。

なお、改正いたします条例本文及び新旧対照表の説明につきましては省略をさせていただきます。

議員皆さま方には、何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認いただきますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、承認第1号に関する質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

承認第1号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号については、満場一致で承認いたされました。

続いて、日程12．承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、承認第2号については、委員会付託を省略いたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） それでは、承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）について、ご説明をさせていただきます。

初めに、議案書を朗読させていただきます。

承認第2号

町長専決処分について承認を求めることについて

（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成27年5月11日提出

斑鳩町長 小城 利重

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第4号

専決処分書

斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成27年3月31日

斑鳩町長 小城 利重

本条例の一部改正の内容につきましては、要旨によりましてご説明をさせていただきます。議案書の末尾の要旨をごらんいただきたいと思います。

先ほどの承認第1号と同様でございますが、平成27年度の地方税制の改正を内容とする地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布され、同日から施行されることとなったため、本条例について速やかに整備する必要があったことから、専決処分させていただいたものでございます。

主な改正の内容につきましては、（1）の土地に係る負担調整措置といたしまして、固定資産税と同様に、宅地等及び農地の負担調整措置について、平成27年度から平成

29年度の間、現行の負担調整措置の仕組みを継続するものでございます。

次に、(2)のその他法令の改正による条文整理等所要の改正といたしまして、地方税法等の一部改正に伴い、同法を引用する条項につきまして、条文の整理等の所要の改正を行ったものでございます。

以上が、本条例改正の内容でございます。

なお、改正いたします条例本文及び新旧対照表の説明につきましては省略をさせていただきますが、議員皆さま方には、何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、承認第2号に関する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

承認第2号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、承認第2号については、満場一致で承認いたされました。

続いて、日程13. 承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、承認第3号については、委員会付託を省略いたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） それでは、承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）につきまして、ご説明申しあげます。

初めに、議案書を朗読いたします。

承認第3号

町長専決処分について承認を求めることについて

(斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成27年5月11日提出

斑鳩町長 小城 利重

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読いたします。

斑専第5号

専決処分書

斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成27年3月31日

斑鳩町長 小城 利重

本条例の改正につきましては、末尾に添付をいたしております要旨によりまして説明申し上げたいと思います。最後のページの要旨をごらんいただきたいと存じます。

このたびの斑鳩町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日から施行されることに伴い、本条例について速やかに改正を行う必要があったことから専決処分をいたしましたものでございます。

その内容でございますが、まず、1番目といたしまして、課税限度額の引き上げでございます。国民健康保険税の基礎課税額に係ります課税限度額を現行の51万円から52万円に、後期高齢者支援金等の課税額に係る課税限度額を現行の16万円から17万円に、介護納付金課税額に係ります課税限度額を現行の14万円から16万円に引き上げるものでございます。

2番目といたしまして、均等割及び平等割の軽減判定所得基準割の引き上げでございます。5割軽減につきましては、現行、33万円に、24万5千円に被保険者数を乗じた数を加える金額が基準となっておりますが、これが、33万円に、26万円に被保険者数を乗じた数を加算する金額が基準となるものでございます。また、2割軽減につきましては、33万円に、45万円に被保険者数を乗じた数を加算する金額が基準となっ

ておりますが、これを、33万円に、47万円に被保険者数を乗じた数を加算する金額を基準とするものでございます。

なお、施行期日等でございますが、施行期日は平成27年4月1日から施行するものでございます。また、適用区分につきましては、改正後の条例の規定は平成27年度以降の年度分、以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしたします。

なお、改正をいたします条例の本文及び新旧対照表の説明につきましては省略させていただきますが、皆さま方にはよろしくご審議をいただきまして、何とぞ原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今回、既に専決処分はされておりますが、この国民健康保険税条例の改正について、趣旨としては低所得者対策ということがメインですので、特に異議のあるものではないんですけども、この改正によって国民健康保険会計にどんな影響があるのかということについて確認をさせていただきたいと思うんです。

（1）の限度額の引き上げで影響額がどのくらいあるのかということと、（2）のほうの軽減判定所得基準額の引き下げ、これによって金額的にどのくらいの影響があるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） まず、平成26年度の所得ベースでの計算ということになりますけれども、今回の課税限度額の引き上げによりましては、約200万円の増収を見込んでいるところでございます。

また、5割軽減、2割軽減の対象者が拡大されることによりまして、約260万円の減収となるものと見込んでおります。

なお、この軽減の対象者拡大によりましてこの減収分につきましては、保険基盤安定繰入金によりまして一般会計から国民健康保険事業特別会計に繰り入れすることになっておりますので、国民健康保険の特別会計については、この260万円の減収はそのまま埋められるという状況でございます。

ただ、その財源につきましては、国が2分の1、県が4分の1負担して、それが一般会計に入って、町の一般会計の4分の1と合わせて国民健康保険の特別会計へ繰り入れられるというものでございます。

○議長（中西和夫君） これをもって、承認第3号に関する質疑を終結いたします。

承認第3号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、承認第3号については、満場一致で承認いたされました。

ここでお諮りいたします。

皆さまのお手元に配布いたしております、追加日程1．議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを日程に追加し、審議することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程1．議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを日程に追加し、審議することに決しました。

議会運営委員長から、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配布いたしております申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。議会運営委員会には、閉会中の審査について、よろしく願いをいたします。

以上で、本臨時会に付議されました各議案については、全て終了いたしました。

閉会に先立ちまして、町長からご挨拶をお受けいたします。

小城町長。

○町長（小城利重君） 平成27年第2回斑鳩町議会臨時会の閉会に当たり、挨拶を申し上げます。

本日は、町長専決処分について承認を求めることについてなど、3議案を提出させていただいたところ、慎重かつ熱心にご審議を賜り、いずれの議案につきましても原案どおりご承認賜りましたことに対しまして、深く感謝を申し上げますとともに、厚くお礼を申し上げます。

また、選挙後初議会ということで、今後の議会運営にかかわります正副議長を初め、各常任委員会選出等に当たりましては大変ご苦勞をいただき、改めてお礼を申し上げます。

す。

今後におきましても、より一層の町政の発展に向けて努力してまいりたいと考えておりますので、何とぞご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、議員皆さま方には、ますますご健勝にて議会活動にご精励を賜りますよう心からお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。本日はどうもありがとうございました。

○議長（中西和夫君） これをもって、平成27年第2回斑鳩町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前11時21分 閉会）